

○西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(平成 16 年 9 月 29 日)

(西宮市条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定める。

(指定管理者の募集)

第 2 条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請することができる資格を証する書類
- (2) 当該団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (3) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (4) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定候補者の選定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）として選定する。

- (1) 事業計画書による指定施設の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画書の内容が指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
(公募によらない指定候補者の選定)

第5条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらずに指定候補者を選定することができる。

- (1) 指定施設の管理上、指定候補者の選定に緊急を要する場合
- (2) 公募に対し、申請がない場合
- (3) 申請のあった団体に前条各号の基準に該当するものがない場合
- (4) 指定施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合
(指定管理者の指定)

第6条 市長は、法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定施設の指定管理者に指定する。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 指定施設の管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 指定施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定施設の管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 指定施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項
(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかにその管理しなくなった指定

施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 10 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 11 条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は指定施設の管理目的以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関し知り得た個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第 13 条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第 14 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第 2 条から第 10 条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。